

第Ⅳ章 現状と課題

第1節 保存の現状と課題

(1) 保存の現状

① 概要

史跡指定地は都市公園「福山城公園」にも位置付けられており、建設局都市部公園緑地課(以下「公園緑地課」という。)が史跡及び都市公園の日常的な維持管理(清掃, 毀損箇所の点検・修繕等)を行っている。また, 史跡内に所在する施設(復興天守〔福山城博物館〕, 復興鏡櫓〔文書館〕, 復興月見櫓〔貸会場〕, 復元御湯殿〔貸会場〕, 福寿会館〔貸会場〕)の管理については経済環境局文化観光振興部文化振興課(以下「文化振興課」という。)が担当し, 指定管理者制度により(公財)ふくやま芸術文化振興財団がその運営を担っている。

史跡指定範囲については, 一部施設を除いて公開しており, 「福山城公園」として日常的に多くの市民・観光客が訪れ広く親しまれている。

② 法的措置

【現状変更等の許可】

現状変更等の許可については, 文化財保護法(以下「法」という。)第125条及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「施行令」という。)第5条の規定に基づき, 文化庁長官の許可が必要なものは広島県教育委員会を経由して, 文化庁長官に許可申請を行い, 許可を得ることとなり, 福山市教育委員会の権限で許可できるものについては, 福山市教育委員会管理部文化財課(以下「文化財課」という。)に許可申請を行い, 許可を得ることとなる。

これまでに許可を受けて行われた現状変更は, 1) 史跡整備事業(石垣修理等)及び都市公園整備事業に係るもの, 2) 史跡内で行われるイベント等に関するもの(仮設物の設置等), 3) 史跡及び都市公園の維持管理に係るもの(園路補修, 樹木伐採等)の3つに大別される。

【都市公園法, 福山市都市公園条例, 福山市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく管理】

史跡福山城跡の範囲は, 都市公園「福山城公園」の範囲に含まれており, 都市公園法及び福山市都市公園条例(昭和41年条例第64号), 福山市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年条例第80号)により, 文化財・施設建築物を除く都市公園の管理を公園緑地課が行っている。また, これら条例により都市公園における制限行為・禁止行為が定められており, 公園緑地課・都市計画課がその事務を取り扱っている。

○福山市都市公園条例（抄）

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行なうこと。
- (4) 競技会、展示会、集合その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を一時的に独占して使用すること。
- (5) 花火等火気を使用すること。
- (6) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認める行為で、市長が公示したもの

（行為の禁止）

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為であって特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、又はその他の不衛生的行為をすること。
- (4) 土地を掘り起こし、土石類を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚損し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園内に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件を堆積すること。
- (9) 広告その他これに類するものを掲げ、又は散布すること。
- (10) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (11) 指定された場所以外の場所へ車両及び牛馬の類を乗り入れ、又はとめ置くこと。
- (12) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑になるような行為をすること。
- (13) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

③ 行政の取組

【指定地の公有化】

史跡指定地の多くは公有化（国有地、市有地）されているが、一部が神社の所有地となっている。

【日常的な維持管理に関する施策と実施】

史跡福山城跡の日常的な維持管理は、公園緑地課、文化振興課、文化財課の3課が次のとおり分担して所管している。

- ・ 都市公園の維持管理については、公園緑地課が都市公園内の除草、清掃、樹木剪定、巡回等を実施している。

- ・ 復元復興建造物や福寿会館，照明設備等については，文化振興課が管理運営を担当している。
- ・ 文化財指定建造物や史跡等については，文化財課が所管し，保存・現状変更の許可を行っている。

【保存に係る施設の設置，毀損の復旧（修理）】

法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき「標識」については二之丸南側入口に設置済みであるが，史跡全体の概要を示す「説明板」，史跡の範囲を示す「境界標」は未設置である。

防災施設は，指定文化財である「伏見櫓」・「筋鉄御門」・「鐘櫓」を中心として設置しており，消火栓，自動火災報知設備などが設置済みである。また，復元建造物の「御湯殿」や，復興建造物の「天守（福山市立福山城博物館）」・「月見櫓」・「鏡櫓」にも自動火災報知設備，消火器等が設置済みである。

【現状復旧】

史跡に毀損が生じた際の復旧については，小規模なものについては文化庁に毀損届及び復旧届を提出した上で実施することとしている。

④ 調査研究

文化財課や同課歴史資料室が福山城跡に関する文献史料・古絵図等を収集し，資料目録作成等の基礎的な整理作業，史料の調査研究を行っている。また，文化振興課が所管する福山市立福山城博物館，福山城博物館友の会なども独自に調査・研究を行い，その成果を刊行物として公表している。

（２）保存に関する課題

- ・ 史跡の保存活用計画が策定されておらず，史跡の本質的価値の保存に重要な役割を果たす現状変更等の取扱いに関する基準がない。
- ・ 法の規定により設置が義務付けられている史跡の範囲を示す「境界標」及び全体の概要を示す「説明板」が未設置である。
- ・ 樹木の繁茂による文化財保存への悪影響，眺望の阻害等が生じている。
- ・ 外堀や入川といった福山城跡の全体像を理解する上で必要な箇所が未指定であることなど，追加指定に向けた調査研究が求められる。
- ・ 史跡を含む丘陵地は，福山城公園や風致地区として景観が保護されているが，その南側は JR 福山駅に接し，東側は商業施設の高度集積を図るため，商業地域，近隣商業地域に指定されており，マンション等の高層建物が立地し，歴史的景観を阻害している。

第2節 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

① 公開

史跡の指定範囲は、一部の神社所有地を除き公有化されており公開されている。また史跡指定範囲は都市公園「福山城公園」に含まれ、本丸部分は朝6時から夜10時まで公開されており、日々多くの市民・観光客が訪れている。

【伏見櫓（国指定重要文化財）】

伏見櫓は明治維新による廃城や太平洋戦争による空襲をくぐり抜け今日まで残されてきた貴重な文化財である。現在、通常内部は非公開とされているが、11月3日（文化の日）に限定し一般公開を行っている。

【筋鉄御門（国指定重要文化財）】

筋鉄御門も伏見櫓と同じく築城当時から現在まで変わらぬ姿を伝えてきた貴重な文化財である。内部は非公開である。

【復興天守】

1945（昭和20）年の福山空襲により焼失したが、1966（昭和41）年の市制施行50周年を記念して再建工事が行われ、SRC造りで復興された。内部は「福山市立福山城博物館」として福山城に関する史資料の展示や福山市内の文化財に関する展示が行われている。

【復興月見櫓】

復興天守と同じく1966（昭和41）年にRC造りで復興され、外観が復元された。現在は貸会場として一般公開されている。

【復元御湯殿】

京都伏見城内にあった伏見御殿に付随した建物で、戦前は国宝に指定されていた。建築の一部は石垣上に張り出し、内部は物見の段と風呂の間に分かれていた。

1945（昭和20）年の戦災により焼失したが、1966（昭和41）年秋、天守とともに外装、内部ともに木造復元され、現在は貸会場として一般公開されている。

【復興鏡櫓】

本丸の東側に位置する櫓で、東南隅の月見櫓から北へ続く塀でつながれている。1873（明治6）年の廃城の後に取り壊されたが、1973（昭和48）年RC造りで外観復元された。

1974（昭和49）年から、内部は福山に関する文書・記録類を整理・保存し、閲覧・公開する施設（福山城博物館附属鏡櫓文書館）として活用されている。

【鐘櫓（市指定重要文化財）】

2階建ての櫓で、当時は鐘を吊り、太鼓を懸け、時の鐘と半刻（1時間）の太鼓を打っていたと言われており、時を告げる以外にも緊急時に武士を招集する役割などもあった。鐘は儒学者山室如斎、菅茶山の銘を刻んだものであったが、現在は無銘である。

明治時代以降たびたび補修を繰り返していたが原形を留めないほど荒廃が激しかったため、1979（昭和54）年、銅板葺きで修復された。現在、櫓内には鐘のみが設置され、今で

も1日に4回、自動で時の鐘を突いている。内部は非公開である。

② 活用

【市民の憩いの場】

福山城跡の本丸・二之丸のオープンスペースは、都市公園の広場や散策路として広く市民に親しまれ、春の桜のシーズンには多くの人が訪れる。

【ボランティアガイド】

福山城博物館では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、「福山城博物館友の会」による天守やその周辺のガイドが行われている。

【避難場所・広域避難場所の指定】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により福山市防災会議が作成した地域防災計画（2017（平成29）年度版）では、福山城公園は次のとおり避難場所・広域避難場所に定められている。

○福山城公園

- ・ 避難場所（津波：浸水想定区域外の広い場所や浸水想定区域内及び周辺の施設等）
 - ・ 避難場所（地震：地震から身を守ることができる広い場所）
 - ・ 広域避難場所（仮設住宅の設置など多目的に利用できる広い公園等（地震時等の避難場所としても利用））
- ※ 避難場所＝切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。広域避難場所＝地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用。

（2）活用に関する課題

福山城跡は、JR福山駅に近い市街地に位置し、周辺には博物館・美術館・文学館等の文化施設が充実していることや、緑豊かな都市公園であることにより、多くの観光客や市民が訪れている。

訪れる目的は様々であるが、多様な目的で訪れた人々にも史跡としての本質的な価値を伝えることが重要である。しかし、福山城跡の本質的な価値である石垣や縄張りについて伝える説明板や解説板が少ないため、史跡としての本質的な価値を分かりやすく伝える整備が必要であるとともに、ソフト面での事業展開も検討する必要がある。

第3節 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

福山城跡の整備については、1966（昭和41）年の市制施行50周年記念事業として天守（復興）、月見櫓（復興）、御湯殿（復元）が整備された。1967（昭和42）年には「福山城跡整備計画（第1次）」が策定され、御殿跡の整備、土塀（保護塀）の設置（筋鉄御門～御湯殿～月見櫓）、棗木御門跡の整備（石垣復旧）、冠木門の設置、管理事務所の設置、鐘櫓及び石垣の修復、伏見櫓及び筋鉄御門の防災設備の設置、二之丸南東部分土塀（保護塀）の設置、天守礎石の保存施設の設置ほかが盛り込まれた。しかし、これらには許可されても実現されなかったものもあり、1969（昭和44）年に「福山城整備計画（第2次）」が策定された。これには、鐘櫓の復元、本丸御殿跡芝生植栽（平面遺構表示）、天守曲輪石垣修理、棗木御門柵形石塁、石段修復ほかが計画された。この後1971（昭和46）年には修正された「福山城整備計画（第3次）」が策定されている。その後も1973（昭和48）年から1975（昭和50）年にかけて整備計画が策定され、植栽修景や動物舎の撤去、休憩施設の設置がなされていった。

これら一連の整備計画のもと、現在の姿がほぼ整備された。

また、1990（平成2）年には、福山市の諮問に対し、史跡福山城跡及び周辺保存整備検討委員会から「史跡福山城跡及び周辺保存整備について」が答申されている。

史跡福山城跡及び周辺保存整備について（答申）

史跡福山城跡及び周辺保存整備計画検討委員会

1. 史跡指定地域内は、史跡として最も重要で、公園としての整備にあたっては、史跡の認識のもとに計画実施されたい。
2. 史跡指定地域内に於ける福山城遺構は、建造物並びに埋蔵遺構について現状変更はなさざること（但し、文化財価値を高めるもの、旧規に復する場合を除く）。周辺地域に於いても、福山城跡にかかわる遺構は保存につとめる。
3. 近代に改変された箇所・構造物は、できるだけ取り除き、史跡としての整備を行うこと。
4. 整備にあたっては、明治廃城以前（安永古図）の姿に復元することが望ましい。
5. 植栽の樹木は、福山城跡に江戸時代から存在した樹種を選び、近代的な造園はしないこと。
6. 公園整備にあたっては、福山市文化財保護審議会に協議する。

また、史跡指定地と周知の埋蔵文化財包蔵地については、所定の手続を行い、関係機関の答申・副申を付して、文化庁の許可・指導を受けた後に実施すること。

【主要な整備】

- ・ 1980（昭和 55）年，本丸の復旧事業として最後まで残っていた石鎚神社と城守稲荷神社及び石造物を三蔵稲荷神社へ移転。
- ・ 1981（昭和 56）年と 1995（平成 7）年の 2 回にわたり，二之丸東北の福寿会館東側石垣を崩落に伴い修理。
- ・ 1992（平成 4）年，筋鉄御門の建具（蝶番軸摺）を改修。
- ・ 2002（平成 14）年，公園利用者の安全のため，城の北側と西側二之丸へ照明設備設置。
- ・ 2013（平成 25）年，1967（昭和 42）年に設置した重要文化財 伏見櫓・筋鉄御門の防災施設に関する送水管と電気配線を全面交換し，併せて易操作性消火栓を 3 基新設。

（2）整備に関する課題

- ・ 様々な要因により，石垣や切岸等の遺構が毀損した場合や，今後毀損・劣化を招くことが考えられる箇所について，適切な保存措置を図る必要がある。また，併せて遺構の保存・管理方法，保存技術について調査・検討を行う必要がある。
- ・ 城郭としての価値に関する要素の保存に努めるとともに，景観や公園としての価値に関連する要素も適切に保全する必要がある。
- ・ 石垣の孕み出しやズレなど傷みが著しい箇所については積み直しが必要となってくるが，石垣の実測図や写真等，基礎的な資料の収集がされておらず，石垣カルテを作成する必要がある。また，これに基づく経年変化の測定も必要で，適宜，石垣カルテの更新に努めることが重要である。
- ・ 樹木の繁茂が著しく，枯死及び台風，大雪，地震等の自然災害による倒木により，文化財の毀損が発生するおそれがある。
- ・ 史跡指定地内には説明板，解説板，道標などのサイン類が設置されているものの，史跡として城郭の価値を伝えるサインは少ない。石垣や縄張り構造など福山城跡の価値を誰にでも理解できるよう分かりやすく伝える工夫をする必要がある。
- ・ 福山城公園内には様々なデザインのサインが存在する。目的や設置主体が違うことによるもので，利用者にとっては分かりづらい。史跡の指定範囲内だけでなく，都市公園としての福山城公園や文化ゾーンも含めて統一した方針とデザインによるサインの設置が望まれる。
- ・ 史跡指定地内には休憩施設としてベンチや東屋が設置されている。しかし，老朽化が目立つものも多く，危険なだけでなく景観上も問題があり，撤去や改修が必要である。
- ・ 1965（昭和 40）年代に行われた福山城整備によって設置された水道，電線等のライフラインは，設置後 50 年を経過し老朽化による水漏れ，電気の不点灯等が生じており，更新時期を迎えている。
- ・ 本丸及び二之丸の広場には排水施設が無いとため，降雨の度に自然流下する箇所の土砂が流出して地面に凹凸が生じ，利用者の歩行に支障をきたしている。

- ・ 東側上り坂道の老朽化により本丸広場へアクセスする路面に窪みが生じている。
- ・ 現在、福山城の地図は都市計画図（1 / 2500）を使用しているが、整備を行うためには、詳細な測量図を作成する必要がある。

第4節 運営・体制の現状と課題

（1）運営・体制の現状

福山城跡の保存・活用・整備に関する事項は文化財課が所管し、都市公園としての日常的な維持管理については公園緑地課が担当している。

指定地内にある天守（福山市立福山城博物館）など諸施設は、文化振興課が所管し、指定管理者である（公財）ふくやま芸術文化振興財団が管理を行っている。また、活用面では福山城博物館友の会がボランティアガイドとして博物館や城内の観光案内を行っている。

なお、現在、福山市は法第113条第1項に規定する管理団体には指定されていない。

○文化財保護法（抄）

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（2）運営・体制の課題

福山城跡の各種事業の実施に当たっては、教育委員会事務局だけでなく建設局、経済環境局など関係する福山市の様々な部局の相互連携の強化が必要である。更に、行政機関のみならず、市民、地元自治会、関連団体、観光団体、文化財や城郭の専門家など、多様な関係者が連携し、様々な取組を推進していくための体制の構築が必要である。

また、史跡指定範囲内には民間の所有地（三蔵稲荷神社）が含まれているため、史跡の一体的な保存・管理、活用を進めるためには、福山市が管理団体となるよう指定に向けて取り組む必要がある。